

平成26年度熊本市立小・中学校夏休みプール開放事業実施要項（案）

熊本市教育委員会

1 プール開放の趣旨

夏休みプール開放は児童にとって楽しみな事業であり、地域での子どもの健全育成という観点からも貴重な取組である。熊本市立小・中学校のプールを夏季休業中に開放し、安全・安心の確保に努め、もって児童・生徒の健康・体力の増進と健全育成を図ることを目的とする。

2 運営体制

(1) 主催

学校のプール開放は、希望する学校において、熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と各単位PTA・学校で構成する「プール開放運営委員会」が主催する。

(2) 協力

熊本市PTA協議会（以下「PTA協議会」という。）は各学校のプール開放運営委員会に対し様々な助言・協力を行うこととする。

3 プール開放運営委員会の役割

プール開放運営委員会は各学校のPTA及び学校の教職員で組織し、プール開放の運営を担う他、次の役割を担う。

(1) 運営マニュアル及び監視マニュアルの作成

開放期日や時間、監視体制、児童割り振り等の計画を立て、運営マニュアル及び監視マニュアルを作成する。特に、遊泳ルールや遊泳制限等については授業における遊泳ルールをマニュアル作成に生かすようにする。

(2) 研修会の実施

「危機管理研修会」と「心肺蘇生法講習会」を計画し実施する。

① 「危機管理研修会」は、保護者監視員の危機管理意識向上を目的に各学校の実情に応じた「運営マニュアル・監視マニュアル」の徹底を内容としたものとし、プール開放前に行う。

② 「心肺蘇生法講習会」は、年間を通して受講できるよう計画する。

(3) 受講者名簿の管理

「危機管理研修会」及び「心肺蘇生法講習会」の受講者名簿を作成し管理する。

(4) 教職員の役割

学校の教職員は、児童・生徒に対しプールのきまりを守り安全な行動を取るよう夏休み前に十分指導を行う。また、プール開放時には、適宜プールを巡回し声かけなどを行うようにする。

4 開放日数等

開放日数や時間などの運営形態は、各学校のプール開放運営委員会が各学校の実情に応じて設定する。

5 開放の対象

プール開放の対象者は、当該学校の児童・生徒とする。

6 使用料

使用料は無償とする。

7 監視体制

各学校のプール開放運営委員会は、次の監視体制を整備する。

(1) 配置人数

保護者運営リーダー1人、保護者監視員4人以上（ただし保護者付き添いを条件に開放する場合においては保護者監視員を置かないことができる）、専属監視員2人以上を配置する。

※この人員は最低の数であり、プールの形状によっては保護者監視員の人数を増やす。

(2) 保護者運営リーダー、保護者監視員及び専属監視員の条件等

①保護者運営リーダー及び保護者監視員の条件

- ・当該学校の保護者であること
- ・当該年度において「危機管理研修会」を受講していること
- ・前年度または当該年度において心肺蘇生法講習会を受講していること（各プール開放運営委員会主催、消防局開催、PTA協議会主催、教育委員会主催のどこでも受講可能）

※救命救急法有資格者や職場等で心肺蘇生法講習会を受講した者は、有資格免許や職場等の所属長の証明があれば受講済みとする。

②専属監視員

専属監視員の配置については、原則として警備会社への委託とする。ただし警備会社に委託しない場合は、次の要件を全て満たす者を専属監視員として配置する。

- ・プール安全管理者資格、水泳指導管理士資格、水上安全法救助資格、プール管理責任者講習会、ライフセーバー資格、日体協公認スポーツ指導者（水泳）又は日本水泳連盟基礎水泳指導員のいずれかの資格を持っていること。もしくは当該年度において、消防局等の関係機関が開催する心肺蘇生法講習会を受講していること。
- ・泳力があること（50m以上の泳力）
- ・計画する開放日に勤務できること。
- ・原則として当該学校の保護者でないこと。

※警備会社から派遣される専属監視員も上記の要件を全て満たしていること

※NPO法人等への委託はできない。

(3) 小規模校等の特例

① 1 コマの計画遊泳者数が 15 人～30 人未満の場合は次のような監視人数を配置することができる。

- ・大プールと小プールがある場合・・・保護者運営リーダー 1 人、保護者監視員 3 人以上、専属監視員 2 人以上
- ・大プールのみの場合・・・保護者運営リーダー 1 人、保護者監視員 2 人以上
監視員 2 人以上

② 1 コマの計画遊泳者数が 15 人未満の場合は次のような監視人数を配置することができる。

- ・大プールと小プールがある場合・・・保護者運営リーダー 1 人、保護者監視員 2 人以上、専属監視員 2 人以上
- ・大プールのみの場合・・・保護者運営リーダー 1 人、保護者監視員 1 人以上、
専属監視員 2 人以上

8 遊泳制限

(1) 学年による遊泳場所制限

①低学年・・・小プールを使用

②中・高学年・・・大プールを使用

※小プールがない学校は、大プールの最深部の水深を 90 cm 以下にして使用する。
(水深を下げるできない場合は、低学年の遊泳場所を水深 90 cm 以下の場所に仕切って使用するようにする)

※小プールがあっても大プールの水深を 90 cm 以下にすれば低学年でも遊泳することができる。

(2) 人数による遊泳制限

1 コマの計画遊泳者数は 80 人以内とし、プール開放計画作成においては 80 人以内となるよう前年度の実績や学年又は地区の割り振り等を考慮し計画する。

9 説明会等

(1) 教育委員会は、各学校のプール開放運営委員会の委員長等を対象とした「平成 26 年度熊本市立小・中学校夏休みプール開放事業」の説明会を実施（時期：4 月中旬）する。

(2) 教育委員会は、プール開放監視業務委託を希望する警備会社を対象とした「事業説明会」を実施（時期：4 月中旬）する。

(3) 専属監視員を対象とした「専属監視員研修会」を実施（6～7 月に 3 回）する。
専属監視員は必ず受講するものとし、あわせて専属監視員が所属する警備会社の担当者も同席するものとする。

10 経費負担

(1) 教育委員会の負担

教育委員会は夏休みプール開放事業の主催者として、28万円を上限とした専属監視員2人分の配置相当経費及びプール薬剤費を負担する。(運営委員会に負担金として支払う)

(2) プール開放運営委員会の負担

教育委員会の負担金を超える経費は、プール開放運営委員会(単P)が自ら賄う。

教育委員会の負担	28万円上限(専属監視員配置経費、プール薬剤費)
プール開放運営委員会の負担	上記以外の経費及び28万円を超えて係る経費

11 傷害保険・損害保険

各学校のプール開放運営委員会は、PTA災害見舞金及びPTA団体賠償保険(これらと同等以上の補償があるものを含む)に加入する。

12 各報告書

(1) 各学校のプール開放運営委員会は6月末日までに次のものをPTA協議会をとおして、教育委員会に提出し確認を受ける。提出がない場合はプール開放ができないものとする。

①「学校プール開放実施計画書」(様式1)

②「運営マニュアル・監視マニュアル」(各学校のプール開放運営委員会作成)

(2) 各学校のプール開放運営委員会は開放事業終了後、9月末日までに次のものをPTA協議会をとおして教育委員会に提出し確認を受ける。

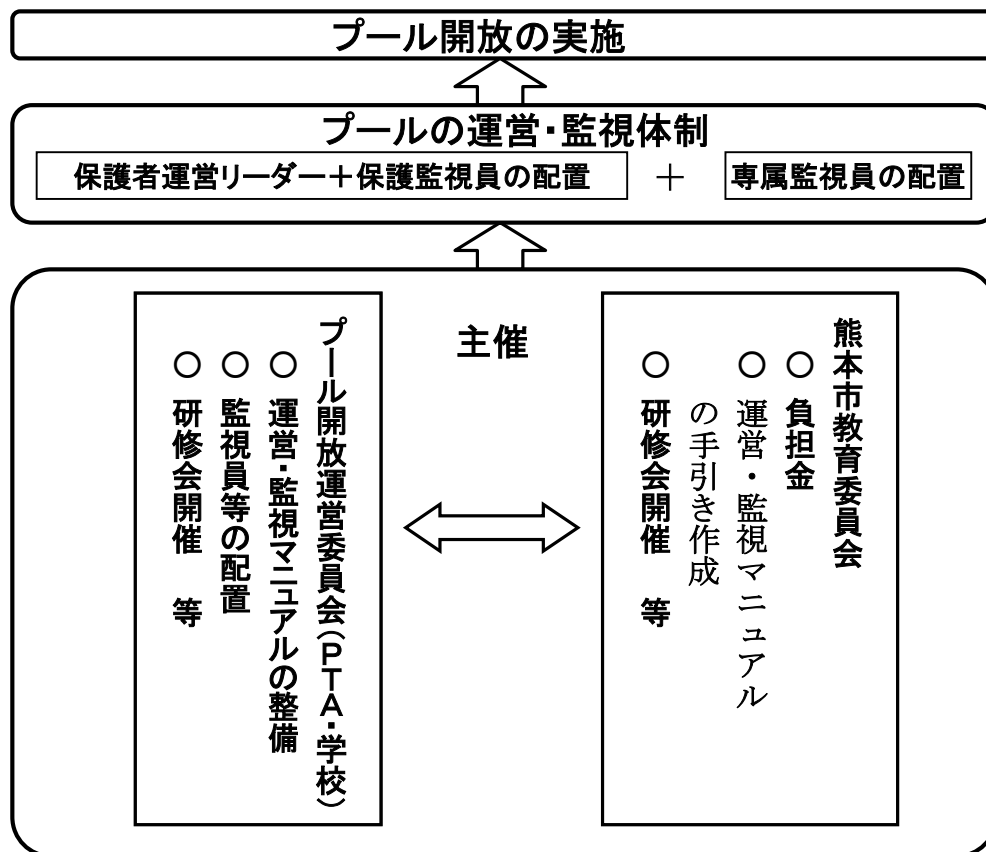
①「学校プール開放実施報告書」(様式2)

②「請求委任及び口座振替支払依頼書」(様式3)

(3) 開放中に救急車を要請する等の事故が発生したとき、当該学校の運営委員会委員長は直ちに教育委員会に報告するとともに、「事故報告書」(様式4)を提出しなければならない。

13 その他

教育委員会は運営上支障があると認めた場合は、プール開放を中止することができる。



（施行期日）

附則

- 1 この要項は、平成26年4月 ○日から施行する。

平成26年度 夏休みプール開放運営マニュアル（例）

熊本市立〇〇小学校（中学校）プール開放運営委員会

1 プール開放運営マニュアル作成の目的

このマニュアルは「平成26年度熊本市立小・中学校夏休みプール開放事業実施要項」に基づき、本校の夏休みプール開放の安全・安心の確保と円滑な運営を図ることを目的とする。

2 プール開放の期間等

開放期間及び開放時間は「〇〇小学校（中学校）プール開放運営委員会」の決定に基づき次のとおりとする。

（1）開放期間 平成〇〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）（土日祝日を除く）

（2）開放時間 午前〇時～〇時（第1回）

午後〇時～〇時（第2回）

3 対象者

本校に在籍する児童で、プールカードに保護者の承諾印がある者。

4 遊泳計画

別添「開放予定計画表」（人数、学年別もしくは地区割り等）のとおり。

5 組織

（1）〇〇小学校（中学校）プール開放運営委員会を夏休みプール開放における安全・安心の確保と円滑な運営を図ることを目的として設置する。

（2）運営委員は次のとおりとする。

役職名	氏名	職名	備考
顧問		学校長	
委員長		P T A会長	
副委員長		P T A副会長	
副委員長		教頭	
会計		P T A会計担当	
委員 (例)		P T A担当委員会委員長	
		P T A担当委員会副委員長	
		体育主任	
		養護教諭	
		P T A〇学年委員長	
		P T A〇学年委員長	

6 専属監視員（2人以上）

氏 名	連絡先（携帯電話）	所 属	資 格

※教育委員会への提出時には、警備会社名の記載のみで可

7 保護者監視員（保護者監視委員会の設置）の配置（別紙1）

- （1）保護者監視員が一人でも欠けた場合は開放を中止する。
- （2）保護者監視員が業務につけない場合は、運営委員長及び保護者運営リーダーに連絡し代理をもってあてることができる。

8 安全対策

（1）バディ体制

- ①夏休みプール開放においては、入水前、休憩時、遊泳終了後の3回は必ず児童のバディ（2人組）確認を行う。
- ②遊泳時はバディになった者はできるだけ近くにいて、相手に異常があった場合は直ちに近くの監視員に知らせる。

（2）遊泳制限

- ① 学年もしくは水深による制限を設けること。

（大プールと小プールがある学校例）低学年は小プールを使用、中・高学年は大プールを使用する。もしくは、大プールの水深を90cm以下にして全学年で使用する。

（小プールがない学校例）水深を90cm以下にする。水深を下げるできない場合は、低学年の遊泳場所を水深90cm以下の場所に仕切って使用する。

- ② 人数による制限を設けること。

1コマ80人以内となるようアンケートによる事前調査や前年度の実績をもとに学年または地区割等を考慮し計画する。

（3）学校教職員による指導

- ①夏休み前に、プールのきまりを守り安全な行動を取る等の安全指導を行う。
- ②プール開放時には、適宜プールを巡回し声かけなどを行う。

9 必要な用具

- （1）監視用具一式・・・携帯電話（学校備え付けの緊急用携帯電話）、AED、救急用品
プール日誌、運営・監視マニュアル、タオル、ホイッスル、拡声器、保温用毛布、
投げ込み用ブイ（ロープ付）等の救助用具

※プールでの用具の設置場所は表示板等で明示しておく。

※スマートフォンは日中屋外では見えづらいことがあるので注意する。

- （2）保護者監視員用名札・・・表：係名、裏：業務内容等

10 業務内容

「プール開放の手順及び業務」(別紙2)にそつて、保護者運営リーダー、保護者監視員、専属監視員の協力でプール開放業務を確実に遂行する。

(1) 保護者運営リーダー

【入水前】

- 水質検査の結果及び天候等の状況から専属監視員と協議し開放実施の有無を決定する。
- 「運営・監視ミーティング」(開放前)を主催する。その際、首かけ用名札を保護者監視員に手渡し着用させる。
- 携帯電話、AED、救急用具が所定の場所にあるか確認し全員に周知する。
- 児童のプールカードを預かりチェック及び健康観察を行う。

【遊泳中】

- プール全体の様子を観察する。
- 緊急時には専属監視員と連携して保護者監視員に指示を出す。

【終了時】

- 児童を整列させ、プールカードの数と児童数のチェック及び健康状態を確認する。
- プール開放終了時にプールカードを児童に返す。
- 「運営・監視ミーティング」(開放後)を主催する。

(2) 保護者監視員

【入水前】

- トイレ、更衣室等のゴミをチェックし、清掃する。汚れがひどい時は、ブラシ等を使い清潔に使用できるよう努める。
- 「運営・監視ミーティング」(開放前)を行い、監視の役割、監視場所、監視の留意点などを確認する。
- 「119番通報係」「AED操作係」「児童誘導係」「学校通報・救急車誘導係」ごとの名札を着用する。
- 児童のプールカードを預かりチェック及び健康観察を行う。
- 児童が集合し整列する際の補助をする。

【遊泳中】

- プールの四隅を基本とする所定の監視位置からプール全体を監視し、児童の行動を見守り、場合によっては直接指導する。
- 緊急時には自分の役割を果たす。

【終了時】

- 児童を整列させ、プールカードの数と児童数のチェック及び健康状態を確認する。
- トイレ、更衣室等の整理整頓、忘れ物等を点検する。
- 「運営・監視ミーティング」(開放後)を行い、児童の様子や運営・監視に関する事項を振り返る。

(3) 専属監視員

【入水前】

○プール開放前の諸準備を行う。

- ・職員室に行き、担当の教職員に業務開始の伝達をする。プールの鍵と監視用具一式を受け取り、プールの入り口・更衣室等の鍵を開ける。（事前に学校側と鍵の受け渡し等、打ち合わせをしておくこと。）
- ・監視用具一式を所定の場所に配置する。
- ・プールの水質検査を行い、適正值でない場合は塩素剤を投薬するなどして調整する。
- ・水深を検査し、水深もしくは遊泳場所を調整する。
- ・足洗い場、腰洗い場が使える準備をする。
- ・プールサイドに危険物がないか安全確認し、水面に浮遊するゴミを除去する。
- ・事前にろ過機及び滅菌機、電源盤等必要な機械の操作手順について十分習熟し、作動させる（学校によってろ過機等が異なるので、事前に学校から装置の操作方法の指導を受ける）

○児童をバディにして整列させ、プールカードの数と児童数のチェックを行う。

○児童整列後に「プールでの約束事や注意」を指導する。

- ・バディ（2人組）になった者はできるだけ近くにいて、相手に異常があった場合は直ちに近くの監視員に知らせること
- ・飛び込みはしないこと
- ・プールサイドを走らないこと
- ・遊泳場所を守ること
- ・具合が悪くなったら直ちに近くの監視員に知らせ、休憩すること

○腰洗い、シャワー、準備体操を行わせる。

- ・シャワーは帽子を取り、手を使って頭や手足をよく洗わせる。
- ・準備運動をしっかり行わせる。その他「ストレッチ」や「動きを伴う運動」を実態に応じて行わせる。

【遊泳中】

○プールに入水させる

- ・プールサイドに腰掛け、バタ足や体に水かけを行わせる。
- ・入水時はオーバーフロー側を向いて足から静かに入らせ、頭まで十分ぬらしながら泳がせる。

○プール遊泳中はプールを巡回しながら監視する。

- ・大プールと小プールがある場合は、それぞれを巡回しながら監視する。
- ・大プールのみの場合は、大プールを対角線上に位置しながら巡回し監視する。

○事故発生時には、すみやかに救急救命処置を行う。

【終了時】

○児童をバディにして整列させ、プールカードの数と児童数のチェック及び健康状態を確認する。

○目洗い、シャワーを行わせる。

・シャワーは帽子を取り、手を使って頭や手足をよく洗わせる。

○開放後の整理をする。

・プール内に人または不要な物がないか確認する。

・足洗い場や腰洗い場等の水を抜き、清掃する。

・プールサイドの清掃、用具の整理整頓をする。

・ろ過機及び滅菌機等を点検する。

・プールの水質検査を行い、適正值でない場合は塩素剤を投薬するなどして調整する。

○「プール日誌」(別紙3)を記入・押印し、全員が退場したのを確認して更衣室・プールの入り口を施錠し、鍵と救急用具一式を学校に返却して、終了の報告をする。

11 運営・監視ミーティング

プール開放における安全・安心の確保のために、1コマごとに必ず「運営・監視ミーティング」を行う。保護者運営リーダーが中心となって、保護者監視員と専属監視員の3者で行う。

(1) 児童入場前の「運営・監視ミーティング」(開放前)の方法

①保護者運営リーダーは、保護者監視員と専属監視員の人数と名前を確認する。

②保護者運営リーダーは、保護者監視員の「監視場所」「係担当」を確認する。

○監視場所・・・監視場所と主な監視の範囲の確認

○係担当・・・係分担とその役割の確認

※「AED操作係」にはAEDの場所の確認、「119番通報係」には携帯電話を渡し携帯させる

○名札着用の確認

③遊泳制限やルール等を確認する。

④引継事項があれば伝える。

(2) 児童退場後の「運営・監視ミーティング」(開放後)の方法

保護者運営リーダーは、監視・運営及び児童の行動等に関する振り返りをする。

12 プールの水質管理

次の条件で水泳実施をすることが望ましい。

①「水温」及び「気温」

・水温は23℃以上(文部科学省「水泳指導の手引き」より)

・「水温」+「気温」が50℃以上(財団法人日本体育施設協会水泳プール部会「水泳プールの安全管理マニュアル」より)

②「残留塩素濃度」・・・0.4mg/l～1.0mg/lが適濃度

※0.4mg/l以下は塩素を投入する。(遊泳を一時中止)

※ 1. 0 mg/l以上の時は補水等の処置を行う（学校に相談）

③「透明度」・・・水中で3 m離れた位置からプール壁面が明確に見える

13 プールカードの使用

児童の健康状態と保護者の許可が得られていることを確認するためのプールカードを作成し安全な運営と監視のために使用する。

（1）プールカードのチェック項目

「児童氏名（読み仮名、年・組、男女の別）」「保護者氏名」「緊急連絡先」「血液型」「アレルギーの有無」「保護者の確認印」

（2）保護者の責務

子どもの体調が悪い時（発熱、下痢、睡眠不足、けが、かぜ、ぜんそく等）には泳がせない。また、保護者の確認欄に押印してない場合は泳げない。

（3）プールカード使用の方法

プール開放開始と終了時の人数確認及び緊急時の連絡等に使用する。保護者運営リーダー及び保護者監視員はプールカードを集め、保護者の押印の有無を確認し、印がないものは泳がせないようにする。

14 休憩

プール開放時は途中に必ず休憩を設ける。

（例）1 コマ 1 時間の場合

遊泳（25分）→休憩（5分）→遊泳（30分）

※休憩時間には、人数確認、健康観察、ボディチェックの時間を含む

平成26年度 夏休みプール開放監視マニュアル（例）

熊本市立〇〇小学校（中学校）プール開放運営委員会

1 プール監視の趣旨及び心得

監視にあたる者は、プールの利用者が安全に利用できるように、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故時の発生等における救助活動を行う。ただ単に見守るだけでなく、危機管理に対する自覚を持って監視につくようにする。

また、「監視マニュアル」には注意すべき事項を挙げているので業務従事までに熟読し、理解しておくようにする。

2 監視にあたる者の事前準備

- （1）監視の前日は、睡眠をしっかりとって体調を整えておく。
- （2）緊急時にプールに入れる服装とする。
- （3）水分補給の準備や直射日光を避ける帽子着用など熱中症対策を行い、集中して監視できるようにする。

3 監視位置と監視の要点

（1）監視位置

- ①「監視配置図」（別紙4）を基に、監視位置につき監視及び指導を行う。保護者監視員は定位置につき、プール全体を監視できる方向を向くようにする。
- ②保護者運営リーダーは、監視台からプール全体を見渡し監視する。
- ③専属監視員は大プールと小プールがある場合はそれぞれを巡回し、また大プールのみの場合は大プールを対角線上に位置しながら巡回し監視する。

（2）監視の要点

- ①水中に顔面が没している状況の児童を特に目視し、顔を上げたことを確認する。
- ②水上だけでなく水中にも目をやる。
- ③児童の顔色や表情等にも気をつける。
- ④一点に集中せず、広い範囲を監視する。
- ⑤周りの音にも気を配る。

4 児童への指導

（1）禁止事項

- ①プールサイドやスタート台からの飛び込み
- ②プールサイドをみだりに走る
- ③悪ふざけ（プールへ後ろから突き飛ばす、溺れるまねをするなど）
- ④その他、学校のきまりで禁止している事項等

（2）指導の仕方

- ①プールは広いため、大きな声で注意をする。

- ②注意をする時は、近くに来させて、同じ目線でわかりやすく説明して注意する。
- ③注意を故意に無視する者や何度も禁止行為を繰り返す者については、退場させるなど厳しい態度で臨む。

5 遊泳中の人数確認及び健康チェック

(1) 遊泳中

児童の遊泳行動や様子に異常がないかを注視する。

(2) 休憩中

- ①児童を退水させた後、沈んでいる児童がいないか確認する。
- ②バディになって座らせ、数の確認をする。
- ③児童の顔色を見て、健康状態を確認する。

6 緊急時の対応

「事故対応マニュアル」(別紙5)にそって、敏速にそして冷静沈着にふるまい、自信と勇気を持って救助を行う。

(1) 保護者運営リーダーの役割

- ①プール開放中止を専属監視員、保護者監視員、児童に伝える
- ②保護者監視当番への確な指示を行う。
- ③学校職員との連携のもと救急処置に当たる。

(2) 保護者監視員の役割

① 119番通報係

- 「119番」を押して通話ボタンを押す。
- つながったら、「救急です。」
- 「〇〇小学校、〇区、〇町、〇番地のプールです。」
- 「私の名前はプール監視員の〇〇です。」

.....

※あわてず、要救護者の近くで、指示されたとおりに正確に伝える。

※絶対電話を切らない。

② AED操作係

- プールにおいてあるAEDを要救護者まで持ってくる。
- 児童の体を拭き、AEDの電源を入れる。
- AEDの音声ガイドに沿って装着する。

※あわてず確実にパッドを装着する。

※救急車到着まで続ける。

③ 児童誘導係

- 要救護者から離れた広い場所にバディで整列させる。
- 緊急時であることを簡単に説明し、シャワー・更衣をさせる。
- 更衣をさせた後、プール外にもう一度整列させ、プールカードで再確認する。

○児童の様子を観察し必要な指導を行い、帰宅が可能な児童は家が近い児童とともに帰宅させる。すぐに帰宅が不可能な児童には学校校舎内に一時待機させる。

※学校の先生と連携し、安全に帰宅できるようにする。

④学校通報・救急車誘導係

○職員室に行き、事故の状況を伝え応援を要請する。

○伝え終わったら、救急車通用口を開け、救急車が着いたら場所を伝える。

※緊急車両以外、絶対入らないようにさせる。

(3) 専属監視員の役割

①要救護児童をプールから引き上げ、救護に全力を尽くす。

②胸骨圧迫（心臓マッサージ）が必要な場合は、最優先で行う。

③救急隊員が到着し交代の指示があるまで救護処置を続ける。

※あわてず、自信を持って、冷静沈着に、自分が助けるという自覚を持って救護に当たる。

(4) 学校の役割

事故の連絡を受けた時、全職員で連携し以下の事項にあたる。

①専属監視員との連携で救護処置

②「要救護者の保護者」「学校医」「PTA会長」「健康教育課」等への緊急連絡

③救急車誘導

④要救護者以外の児童の管理（下校指導、待機児童の保護者への連絡等）

(5) 小規模校等の特例の場合の係分担

「119番通報係」と「AED操作係」は保護者運営リーダー及び保護者監視員をもって必ず各1人を割り当てる。

別紙1

前半 12時50分 / 後半 14時30分 集合 ※集合時間を厳守してください

[illegible]

プール開放の手順及び業務

別紙2

児童

保護者運営リーダー

保護者監視員

専属監視員

水質、天候等の状況から監視員と開放の実施を協議する。

トイレ、更衣室等のチェック及び清掃をする。

職員室に行き、プールのカギ、監視道具一式を受け取る

水質検査(水温、気温、残留塩素濃度)を行い、保護者運営リーダーと開放の実施を協議する。

水質調整、清掃(プールの中、プール周辺)と足洗い場と腰洗い場の準備をする。

プール外で待機

運営・監視ミーティングを行う。(連絡事項、引継確認、担当・監視場所等の確認)

プールへ入場、着替え

児童のプールカードを預かりチェック及び健康観察を行う。

児童を整列させ、人数を確認する。(カードの数と児童の数をチェック)

整列、パディを組む

プールでの注意事項を児童に説明する。

腰洗い、シャワー

腰洗い、シャワーに誘導する。

準備体操

準備体操を行わせる。

プール入水、水慣れ

監視位置につく

プールサイドに座らせ、徐々に水に慣れさせる。

遊泳

監視(児童の行動チェック、指導)

プール退場、整列

児童を整列させ、人数・健康状態を確認する。

整理運動、目洗い、シャワー

目洗い、シャワーに誘導する。

着替え、カード受け取り後退場

着替えが終わってから、カードを返却

清掃(トイレ、更衣室)

清掃(プールの中、プール周辺)

運営・監視ミーティングを行う。(連絡事項、引継確認等)

水質検査を行い調整をする。

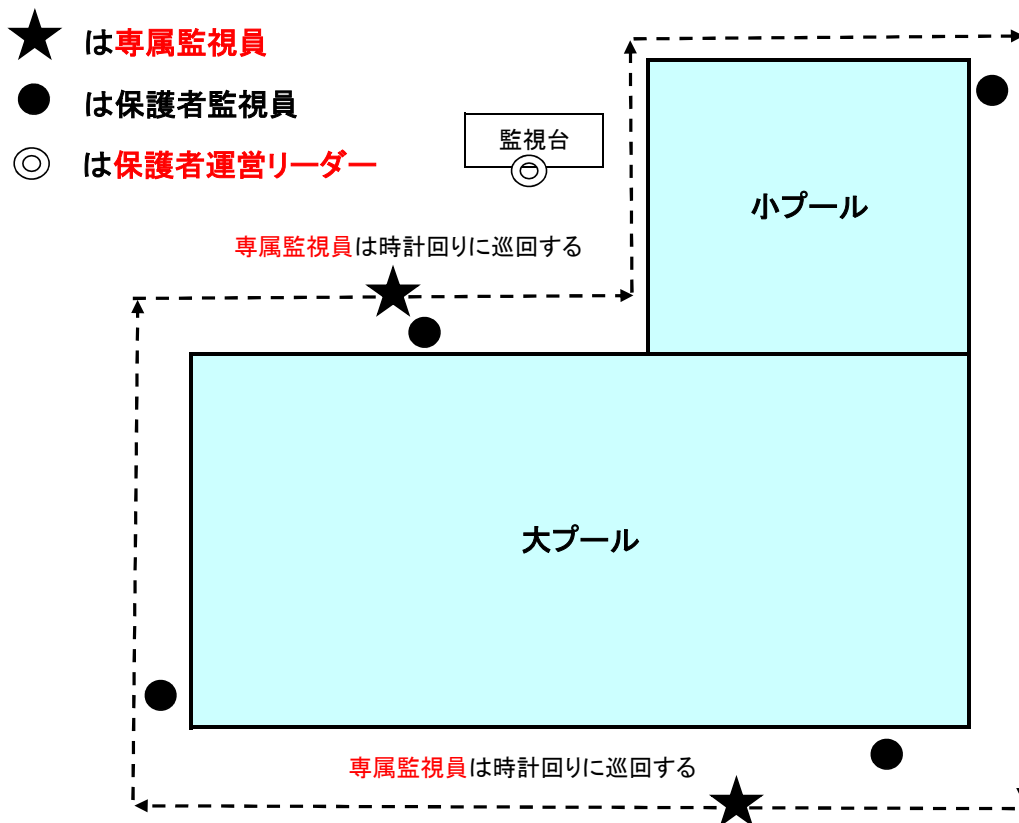
職員室に行き、プールのカギ、監視道具一式を返却する。

4	時間	気温	水温	天気	残留塩素	透明度	浮遊物・汚れ等	その他
	時 分	℃	℃		mg/L	良・不良	有・無	
	専属監視員			保護者運営リーダー	119番通報係	AED操作係	児童誘導係	学校通報・ 救急車誘導係
	参加者数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
気づき等	記入者(印)							

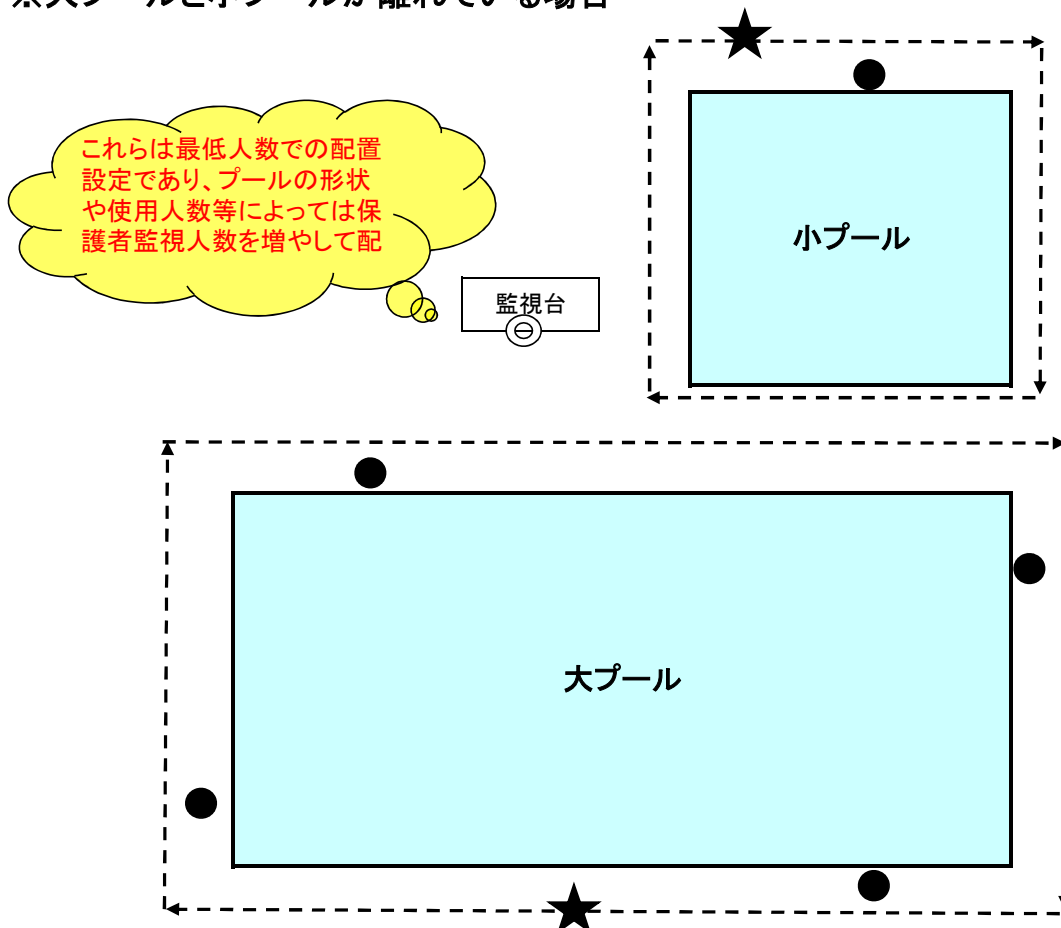
プール監視員配置図

別紙4

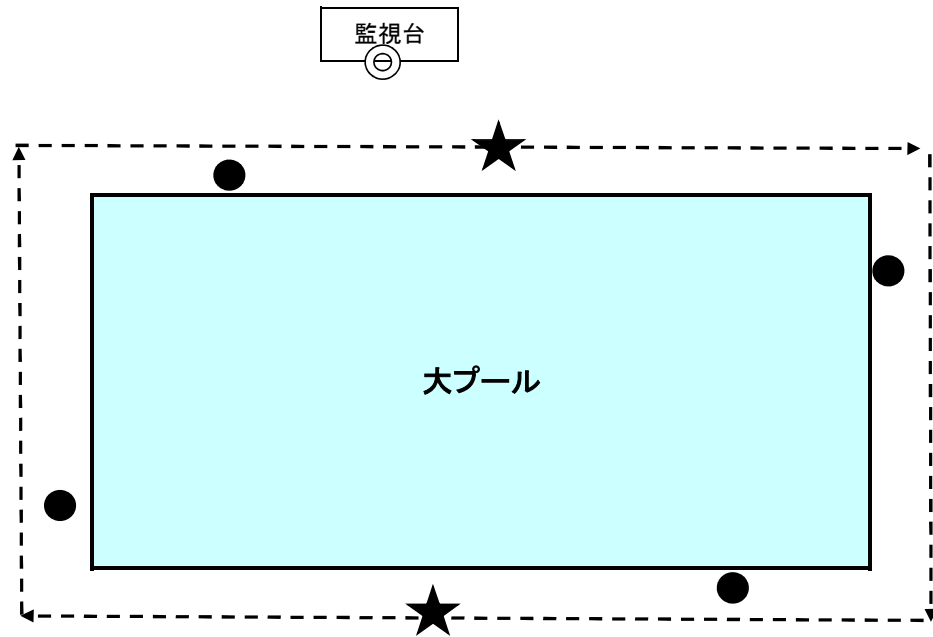
※大プールと小プールが一緒になっている場合



※大プールと小プールが離れている場合



※大プールのみの場合



※少人数等の特例の場合の監視配置

プール全体が見渡せる位置を基本に、各プール開放運営委員会が設定する

事故対応マニュアル

別紙5

緊急事故発生

専属監視員

救護処置を行う

- ①反応の確認
- ②気道の確保
- ③呼吸の確認
- ④胸骨圧迫
↓ ↑
人工呼吸

保護者運営リーダー

保護者監視員への指示
学校職員との連携

保護者監視員

119番
通報係

電話は救急隊員到着まで切らず適切な指示を受ける

AED
操作係

AEDを持ってきて、児童の体を拭き、AEDを装着する

児童誘導係

児童を集め、保護者運営リーダーの指示のもと安全に誘導する。
※学校へ一時待機する場合もある。

学校通報・
救急車誘導係

学校職員へ緊急事態を告げる。
救急車通用口の門を開け、場所を指示する。

学校

- ☆学校医への連絡
- ☆救護処置
- ☆要救護児童の保護者への連絡
- ☆搬送先確認
- ☆救急車誘導
- ☆児童の管理
- ☆健康教育課に事故速報

緊急時の連絡先

	電話番号	住所
〇〇小学校		
健康教育課	328-2728	熊本市中央区手取本町1-1
学校医()		
学校薬剤師()		
保健福祉センター		

(様式1)

平成 年 月 日

学校プール開放実施計画書

熊本市教育委員会 宛

学校名 学校プール開放運営委員会
委員長名 印

熊本市立小・中学校夏休みプール開放事業実施要項の規定により、次のとおり事業計画書を提出します。

1. 事業実施期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
(開放予定日数合計 日)

2. 専属監視員

氏名 又は 警備会社名	所属 又は 所在地	連絡先	資 格

3. 各学校プール開放運営委員会主催の「危機管理研修会」実施報告（実施予定も含む）

開催日	時間	場所	参加人数
／	: ~ :		人
／	: ~ :		人
／	: ~ :		人
／	: ~ :		人

4. その他

- (1) 添付書類 ①監視員雇用の契約内容がわかるもの・監視業務委託契約書の写し
②運営・監視マニュアル（各学校プール開放運営委員会作成）
③開放予定計画表

- (2) 提出先 〒860-0843 熊本市中央区草葉町5-1
熊本市PTA協議会事務局

開放予定計画表

平成26年度（ ）学校プール開放日程計画表

	月			火			水			木			金		
				22日	開放地区	予定人数	23日	開放地区	予定人数	24日	開放地区	予定人数	25日	開放地区	予定人数
第1回				: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第2回				: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第3回				: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第4回				: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
	28日	開放地区	予定人数	29日	開放地区	予定人数	30日	開放地区	予定人数	31日	開放地区	予定人数	8月1日	開放地区	予定人数
第1回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第2回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第3回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第4回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
	4日	開放地区	予定人数	5日	開放地区	予定人数	6日	開放地区	予定人数	7日	開放地区	予定人数	8日	開放地区	予定人数
第1回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第2回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第3回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第4回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
	11日	開放地区	予定人数	12日	開放地区	予定人数	13日	開放地区	予定人数	14日	開放地区	予定人数	15日	開放地区	予定人数
第1回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第2回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第3回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第4回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
	18日	開放地区	予定人数	19日	開放地区	予定人数	20日	開放地区	予定人数	21日	開放地区	予定人数	22日	開放地区	予定人数
第1回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第2回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第3回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第4回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
	25日	開放地区	予定人数	26日	開放地区	予定人数	27日	開放地区	予定人数	28日	開放地区	予定人数	29日	開放地区	予定人数
第1回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第2回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第3回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第4回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人

※実施を計画している日の開催時間及び開放地区（もしくは開放学年）を記入して下さい
 ※予定人数については、計画遊泳者数を記入して下さい。

(様式2)

平成 年 月 日

学校プール開放実施報告書

熊本市教育委員会 宛

学校名 学校プール開放運営委員会
委員長名 印

熊本市立小・中学校夏休みプール開放事業実施要項の規定により、次のとおり事業報告書を提出します。

1. 事業実施期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
(開放実施日数合計 日)

2. 利用人数

児童生徒数	利用延人数	1日平均利用者数
人	人	人

3. 経費報告

経費区分		金額	合計
負担金対象 経費	専属監視員配置経費 (委託料・賃金)	円	円
	プール薬剤費	円	
負担金対象 外経費	その他	円	

※市から支払われる負担金となります。負担金の上限は28万円です。

4. その他

(1) 添付書類

- ①監視員雇用(委託)経費及びプール薬剤費の支払領収書(業者発行)の写し
- ②「請求委任及び口座振替支払依頼書」(様式3)
- ③開放実績表

(2) 提出先 〒860-0843 熊本市中央区草葉町5-1
熊本市PTA協議会事務局

開放実績表

平成25年度（ ）学校プール開放日程実績表

	月			火			水			木			金		
				22日	開放地区	利用人数	23日	開放地区	利用人数	24日	開放地区	利用人数	25日	開放地区	利用人数
第1回				: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第2回				: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第3回				: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第4回				: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
	28日	開放地区	利用人数	29日	開放地区	利用人数	30日	開放地区	利用人数	31日	開放地区	利用人数	8月1日	開放地区	利用人数
第1回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第2回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第3回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第4回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
	5日	開放地区	利用人数	6日	開放地区	利用人数	7日	開放地区	利用人数	8日	開放地区	利用人数	9日	開放地区	利用人数
第1回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第2回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第3回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第4回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
	11日	開放地区	利用人数	12日	開放地区	利用人数	13日	開放地区	利用人数	14日	開放地区	利用人数	15日	開放地区	利用人数
第1回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第2回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第3回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第4回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
	18日	開放地区	利用人数	19日	開放地区	利用人数	20日	開放地区	利用人数	21日	開放地区	利用人数	22日	開放地区	利用人数
第1回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第2回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第3回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第4回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
	25日	開放地区	利用人数	26日	開放地区	利用人数	27日	開放地区	利用人数	28日	開放地区	利用人数	29日	開放地区	利用人数
第1回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第2回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第3回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人
第4回	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人	: ~ :		人

※実施した日の開催時間及び開放地区（もしくは開放学年）を記入して下さい

※利用人数については、遊泳者数を記入して下さい。

(様式3)

請求委任及び口座振替支払依頼書

熊本市長 様

届出期日 平成 年 月 日

〒

住 所

団 体 名

代 表 者

印

T E L

熊本市から支払われる平成 25 年度プール開放事業にかかる負担金の請求を熊本市教育委員会健康教育課長に委任いたします。

また、この負担金を下記の金融機関の預金口座に口座振替されるよう依頼いたします。

記

金 融 機 関 名							本 支 店		預金種別
銀行・金庫 農協							本店・本所		普通
							支店・支所・出張所		当座
口 座 番 号							フリガナ		
							口座名義		

注意事項

※ 上記事項に変更があった場合は、熊本市教育委員会健康教育課までご連絡ください。

(TEL328-2728)

※ 訂正された場合は、上部と同じ印鑑を押印してください。(修正液の使用は不可)

※ 各学校プール開放運営委員会の口座を開設し、記入して下さい。

請求委任及び口座振替支払依頼書（記入例）

熊本市長 様

届出期日 平成 2 5 年 9 月 1 日

住 所 〒 8 6 0 - 8 0 6 1
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

団 体 名 ○○小学校プール開放運営委員会

代 表 者 ○○ ○○ 印

T E L 3 2 8 - 2 7 2 8

熊本市から支払われる平成 25 年度プール開放事業にかかる負担金の請求を熊本市教育委員会健康教育課長に委任いたします。

また、この報酬を下記の金融機関の預金口座に口座振替されるよう依頼いたします。

記

金 融 機 関 名							本 支 店		預金種別
銀行・金庫 農協							本店・本所 支店・支所・出張所		普通 当座
口 座 番 号							フリガナ		
							口座名義	○○小学校プール開放運営委員会 委員長 ○○ ○○	

注意事項

- ※ 上記事項に変更があった場合は、熊本市教育委員会健康教育課までご連絡ください。
(TEL328-2728)
- ※ 印のところにはシャチハタは使用しないでください。
- ※ 訂正された場合は、上部と同じ印鑑を押印してください。(修正液の使用は不可)
- ※ 各学校プール開放運営委員会の口座を開設し、記入して下さい。

(様式4)

平成26年 月 日

熊本市教育委員会 様

プール開放委員会学校名 学校

プール開放委員長名 印

事故報告書

熊本市立学校プール開放事業要項に基づき、下記のとおり報告します。

記

氏名		学年・学級	年 組
発生日時	平成26年 月 日 () 時 分		
発生場所			
傷害の程度	種別	死亡 ・ 重症 ・ 軽傷 ・ 経過観察中 ・ その他 ()	
	部位		
	医療機関名		
事故発生時の状況及び対応	時間	経過等	
添付書類	傷害部位の人体図	事故現場略図	その他 ()

※開放中に救急車を要請する等の事故が発生した場合に報告してください。